

2024年問題(働き方改革関連法施行)に伴う変更点

いつもご愛顧いただきありがとうございます。

2024年4月より時間外労働の上限規制が適用されることで、運転手・荷役作業員の労働時間短縮及び人材の確保が不可欠な状況となることから、下記の取り組みについて実施させていただきます。

1 梱包分け作業料

長時間労働を抑制する為、**梱包分け作業が発生するご注文はお断り**させていただきます。

イレギュラー対応が必要な場合、同一現場で梱包分けが発生する納品注文に限り、有償にて対応いたします。

* 弊社便・御社便に関わらず、
10,000円/台

* 24年4月1日以降の発注分より

2 ご注文期日

納品日の**前日AM中までが最終締切**となりますので、それまでに注文内容の確定をお願いします。

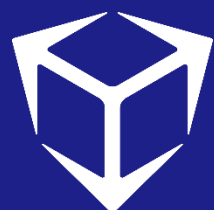
* 追加・変更含め前日AM迄

* 以降の変更は原則として
受付できません。
(少量追加は別途ご相談)

3 WEB注文への移行

現行の電話・メール・FAXによる発注から、より効率的かつ信頼性の高い『COLA』へ**段階的に発注方法のシフト**をお願いします。

* 2026年を目途に完全移行



足場いい日になあれ。

SUGIKO

～2024年問題に伴う、これまでの取り組み～

作業料・待機時間の変更 (2023年4月実施済)

納品・引取時の作業・待機時間について、
下記の通り変更しております。

* 作業料 1時間 ¥5,000/台

車種	作業規定時間
2 t、4 t	2時間 (2.5時間超で請求)
6 t、10 t	3時間 (3.5時間超で請求)



車種	作業規定時間
2 t、4 t	1.5時間
6 t、10 t	2.5時間

改正前

拘束時間 : 年間3516時間
月間293時間 (最大320)

1日の拘束時間 : 最大16時間

1日の休息時間 : 継続8時間



運賃単価の改定 (2023年7月実施済)

運輸体制の維持を目的として、運賃価格の
値上げを実施しております。

* 新運賃 一律20%の値上げ



【2024年問題(4/1～)】

「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」
が適用されることで生じる運送・物流業界の諸問題。

改正後

拘束時間 : 年間3300時間 (最大3400)
月間284時間 (最大310)

1日の拘束時間 : 13時間 (最大15時間)

1日の休息時間 : 継続11時間 (継続9時間以上)